

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本運教第110号
令和2年2月21日
宮城県警察本部長

原付講習実施要綱の改正について（通達）

原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習（以下「講習」という。）については、「原付講習実施要綱の改正について（通達）」（平成29年2月28日付け宮本運教第188号）により運用しているところであるが、原付講習実施要綱について、別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

受講者の減少に伴い、講習の効率的な運用を図るため、講習の実施場所等について、所要の改正を行った。

2 施行期日

令和2年4月1日

別添

原付講習実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第6号の規定に基づき、原動機付自転車免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 講習の委託

講習は、宮城県公安委員会が施行規則第38条の3の規定に基づき講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める団体に対し講習の実施を委託して行うことができる。

第4 講習指導員の資格要件

講習指導員（以下「指導員」という。）は、人格及び識見ともに優れ、かつ、次の要件を備えた者をもって充てるものとする。

- 1 21歳以上の者であること。
- 2 原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
- 3 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
- 4 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者であること。
- 5 講習の指導について不正な行為をし、又は指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。
- 6 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者又は現に起訴されていない者であること。

第5 受講申請等の受付

- 1 講習は、予約制とする。
- 2 受講申請は、原付講習受講申請書（別記様式第1号）により受理するものとする。

第6 講習の実施方法

1 指導員の数

指導員は、1グループ10人の受講者に対し、3人を基準とする。

なお、3人のうち1人を責任者とし、この者の指導により効果的な講習を行うこと。

2 聴覚障害者等に対する対応

聴覚障害者及び聴力に不安がある等講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処することができるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

第7 講習時間及び指導内容

講習時間は180分とし、原付講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第1）及び原付講習指導要領（別表第2）により実施するものとする。

第8 講習の課題及びコースの設定基準

講習の課題及びコースの設定は、原付講習の課題・コース設定基準（別表第3）によるものとし、実施場所は、当該原付講習の課題・コース設定基準を満たす場所を選定することとする。

なお、コースの設定には、パイロン等のコース設定器材を用いて行うものとする。

第9 使用車両

講習に使用する原動機付自転車は、スクータータイプのものとし、必要に応じて変速ギヤ付原動機付自転車を併用することができる。

第10 講習用教材等

1 講習用器材

運転適性検査には、安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」又はこれと同等以上の安全運転自己診断用の検査用紙を使用するものとする。

また、視聴覚教育には、原動機付自転車の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材を用いるものとする。

2 教本

教本は、次の内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものを使用すること。

- (1) 原動機付自転車の運転の特性及び事故の特徴に関する知識
- (2) 場所（交差点、カーブ等）並びに天候及び路面状況に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識
- (3) 危険予測、回避方法等、原動機付自転車の安全な運転に必要な実践的な知識のほか、宮城県における道路交通の現状及び交通事故の実態等に応じた内容を記載した資料を使用するものとする。

第11 講習効果の確認

講習の終了に際し、修得状況が良好でない者については、再度講習を受けるよう勧奨するものとする。

なお、再度講習を実施する際には、前回の未修得科目について指導することとし、講習手数料は徴収しないものとする。

第12 事故防止

講習中の各種事故防止に万全を期すため、指導員は特段の配慮をするとともに、受講者には必ずヘルメット、ゼッケン、手袋等を確実に着用させるものとする。

なお、講習中の事故に備え、傷害保険に加入させて実施するものとする。

第13 天候不順時の対応

講習は、天候不順時にあっても実施するものとするが、降雪等の悪天候により、講習を安全に実施することが困難な場合は、改めて講習日を指定して受講させるものとする。

第14 原付講習終了証明書の交付等

- 1 講習を終了した者に対しては、原付講習終了証明書（別記様式第2号。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。
- 2 終了証明書を交付する際は、その都度、原付講習終了証明書交付台帳（別記様式第3号。以下「交付台帳」という。）に記載し、交付状況を明らかにしておくものとする。
- 3 終了証明書の再交付は、原付講習終了証明書再交付申請書（別記様式第4号）により受理するものとし、交付台帳の内容を照合確認の上、再交付するものとする。この場合において、交付台帳の該当欄の右端余白には「再交付〇年〇月〇日」と、終了証明書の左上余白には「再交付」と朱書きで記載するものとする。

別表第1

原付講習の講習科目、時間割等に関する細目

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間	
受付	1 集合時間の告知 2 グループ編成		10分	
			小計	10分
開講	1 開講の挨拶 2 講師紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	<ul style="list-style-type: none"> 手足の柔軟体操 ヘルメットの着用方法及び正しい顎ひもの締め方 	10分	
			小計	10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作 1 装置の名称及び取扱い 2 運転姿勢 3 アクセル及びブレーキ 4 スタンドの立て方及び下ろし方	<ul style="list-style-type: none"> 運転に必要な装置の位置及び役割 自然なフォーム、特に肩や肘に力の入らない姿勢 ゆっくりとしたアクセルの回し方及び素早い戻し並びにスムーズなブレーキ操作 アクセルに手を触れないスタンドの立て方及び下ろし方 	3分	
			2分	
			5分	
			2分	
			小計	12分
基本走行	バランス及びスムーズな走行 1 発進及び停止 2 スピードの調節 3 8の字走行 4 カーブ走行 5 徐行 6 狭路での安定走行 7 視点及び視野範囲	<ul style="list-style-type: none"> バランスのよい直進及び安定した停止 無理のない操作による加速及び減速 スムーズな切返し 直線における加速及び減速並びにカーブでの安定走行 見通しの悪い場所での徐行 狭路の手前での適切な減速及び安定走行 十分な安全確認をすることができる視点及び範囲 	10分	
			2分	
			12分	
			5分	
			5分	
			5分	
			小計	44分
応用走行	法規走行及び安全運転 1 合図及び安全確認 2 進路変更 3 交差点での安全走行 4 交差点での優先順位 5 危険予知及び危険回避	<ul style="list-style-type: none"> 合図の時期及び安全確認 スムーズな進路変更及び安全確認 正しい右折・左折及び安全確認並びに他車との関係 正しい停止位置での確実な停止 方向指示器操作、安全確認及び安定走行 連続する法規走行 混合交通の中での優先順位 隠れた危険の予知及び障害物の回避 	3分	
			2分	
			8分	
			7分	
			4分	
			15分	
			10分	
			10分	
			小計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査 2 視聴覚教育	<ul style="list-style-type: none"> 安全運転自己診断を使用した安全指導 映画、DVD、写真パネル、教本等を活用した教育及びディスカッション 	15分	
			20分	
			小計	35分
閉講	1 閉講の言葉 2 原付講習終了証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> 自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け 	5分	
			5分	
			小計	10分
			合計所要時間	180分

原付講習指導要領

○ 開講

講習細目	指導要領	備考
1 開講の挨拶 講習実施上の諸注意	講習の目的、内容、事故防止等について事前指導する。 ① 交通事故を防止するために、原動機付自転車の安全な運転方法を身に付けることを目的として行うものであること。 ② 講習内容は決して難しいものではないが、原動機付自転車の取扱方法や運転方法を誤ることによって事故につながるものであること。 ③ 指導員の指示に従って講習を受け、勝手な行動はとらないこと。	
2 準備体操	手足の柔軟体操を行い、体をほぐす。	
3 ヘルメットの着用方法	着用の方法について指導する。 ① 内部の顎ひもの損傷有無を確認する。 ② 顎ひものを確実に締める。 ③ アミダや目深にかぶらない。 ④ P S (C) マーク又は J I S マークの付いたものを使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・混合交通の中で視認性の高い色のものをかぶらせる。 ・反射テープの付いたものを選ぶ又は反射テープを貼り付けさせる。 ・転倒等で強いショックを受けたり、傷の付いているものはかぶらせない。

○ 基本操作～正しい手順及び正確な操作

講習細目	指導要領	備考
1 装置の名称及び取扱い	エンジンスイッチ、アクセル、前輪・後輪ブレーキ、キックペダル、方向指示器等の位置とそれぞれの役割を説明し、その取扱いを実際にやって見せてから行わせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・まごつかずできるようにさせる。
2 運転姿勢	スタンドを立てた状態にして乗車させ、正しい運転姿勢を指導する。 ① 目は、素早く情報を取れるように、前方を広く等しく見る。 ② 肩は力を抜いて自然にする。 ③ 肘は力を抜いてわずかに曲げ、脇をしめる。 ④ 手はグリップの中央を握り、親指を下にして軽く握る。 ⑤ 腰は体が安定する位置を選ぶ。 ⑥ 膝は軽く内側に向け、外側に開かない。 ⑦ 両足はステップに乗せ、足先は前方に向ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・肘が外に出ているときは、力が入っているので、少し内側へ入れさせる。 ・腰が前過ぎたり、後ろ過ぎたりすると、肩や腰に力が入り、体が不安定になることを指導する。 ・内ももで軽くシートを挟ませる。
3 アクセル及びブレーキ	(1) エンジンを掛けない状態で練習する。 ① アクセルをゆっくり回す。 ② 素早く戻す。 ③ ブレーキを掛ける。 (2) 正しくできるようになったら、エンジンを掛けて指導する。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員の掛け声に合わせて行う。 ・グリップを握るときは、小指が外に出ないようにさせる。 ・アクセルは、回すことより戻すことを強調するなど、アクセルワークをマスターさせる。
4 スタンドの立て方及び下ろし方	路面の硬い平坦な場所で、車体をまっすぐにして、センタースタンドをてこの原理の利用で立てることを指導する。 ① 左手でハンドルを握り、右手でキャリアを持つ。	<ul style="list-style-type: none"> ・右手でアクセルを握らせると飛び出す危険性があるので、握らせない。

	② 右足でセンタースタンドを踏みながら、右手でキャリアを引き上げてスタンドを立てる。 ③ 同じ要領で、ハンドル及びキャリアを持って前に押し出してスタンドを下ろす。
--	--

○基本走行～バランス及びスムーズな走行

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 発進及び停止	<p>直進のみの発進及び停止を繰り返す。 (第1ステップ)</p> <p>① 両足を路面に付けて乗車する。 ② アクセルをゆっくり回す。 ③ 0.5mくらい発進したら、素早くアクセルを戻す。 ④ ブレーキを掛けて止まる。</p> <p>(第2ステップ)</p> <p>① 右足をステップに乗せ、左足を路面に接地して乗車する。 ② アクセルをゆっくり回し、動き出したら左足をステップに乗せる。 ③ 1mくらい前進したら、素早くアクセルを戻し、左足を前方に出し、ブレーキを掛けて止まる。 ④ 止まったら左足で車を支える。 ⑤ 発進から停止までの距離を1～2m、3～4m、4～5mと延ばす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急な発進及び停止をさせない。 ・転回の際は、原動機付自転車から降りて押して歩かせる。その時、右手はシート又はキャリアを握り、アクセルは握らせない。 ・指導員の掛け声に合わせてスタートさせる。
2 スピードの調整	<p>(1) 直線を利用し、加速及び減速操作が行えるようにする。 (2) 直線部分で加速し、前輪・後輪ブレーキ及びエンジnbrレーキを併用して減速することを繰り返し行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減速時は、エンジnbrレーキを併用させる。
3 8の字走行	<p>(1) 8～10mの間隔にパイロンを2本置いて指導する。 ① 2本のパイロンの外側を左回りで走行させる。速度を10～15km/hに上げる。転回する手前で、前輪・後輪ブレーキを掛け、速度を5km/hくらいに戻す。カーブをゆっくりと曲がる。 ② 2本のパイロンの外側を右回りで走行させる。 ③ 8の字を描くように走行させる。できる範囲の大きさから始め、徐々に半径を小さくさせる。</p> <p>(2) 視線は曲がる方向へ向けさせる。 (3) 曲がることに不安な者に対しては、曲がる方向の足を着地させながら曲がらせ、習熟度に応じて足をステップに乗せるようにさせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセルを一定に保たせる。 ・曲がる方向の内側へ車体を傾けさせる。 ・傾斜に対する不安をここで十分に取り除く。
4 カーブ走行	<p>(1) 外周を利用し、直線ではスムーズな加速を行い、カーブの手前では前輪・後輪ブレーキ及びエンジnbrレーキを使った減速をして、カーブを安定して曲がれるようにする。 (2) 習熟度に応じて、直線部分で指示速度まで上げさせ、カーブ手前での指示速度までの減速を繰り返し行う。 (3) 指定区間で加速や減速が行えるように指導する。 (4) カーブ手前の減速開始目標位置からは、エンジnbrレーキ及び前輪・後輪ブレーキを併用して減速し、内側の足を着地させる又は両足を着地させてゆっくりとカーブを通過する。危険であると判断した場合は、原動機付自転車から降りて押して歩かせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・曲がる方向に顔及び視線を向けさせる。 ・カーブでは、一定の速度で走行させる。 ・急なアクセルの開閉はさせない。
5 徐行	<p>交通整理の行われていない見通しの悪い交差点等での徐行の手順について指導する。 ① あらかじめその手前で、前輪・後輪ブレーキを使って十分に減速する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交差道路を通行する車両に応じて停止することも併せて指導する。 ・左右の見通しのきく地点に出

	<p>② 徐行して進行する。 ③ 左右及び前方の安全確認をする。 ④ 特に左右の安全を確認することができてから、速度を上げる。</p>	<p>るまでは、いつでも停止することができる速度で進行することを指導する。</p>
<p>6 狭路での安定走行</p>	<p>進路の前方にある路上障害物の側方を通過するなど、左右の幅員が極めて狭い場所を通過する方法について指導する。 ① あらかじめその手前で十分に減速する（5 km/h くらい）。 ② 障害物の側方を接触しないように、一定の速度を保ちバランスよく通過する（3～5 km/h）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害物にハンドル等が接触しないようにさせる。 ・視線は、やや前方に向けさせる。
<p>7 視点・視野範囲</p>	<p>(1) 死角があることを理解させるため、一点だけを注視しないで、絶えず周囲（前方、後方及び側方）の交通状況を把握することを指導する。 (2) コース設定基準に示すように原動機付自転車を配置し、Aの原動機付自転車に乗車した場合、バックミラーにはBの原動機付自転車は映るが、Cの原動機付自転車は映らないことを確認させる。 ① 死角の中に潜んでいる側方等の車両に対する危険性について認識させる。 ② 見えない部分は、顔を動かして見ることを指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バックミラーだけでなく、直接自分の目で死角の部分を見て確認させる。 ・二輪車は、走行車線上の近くを見る傾向があるので、広く等しく前方、後方及び側方を見るようにさせる。

○応用走行～法規走行及び安全運転

講習細目	指導要領	備考
<p>1 合図及び安全確認</p>	<p>(1) 右折、左折、転回又は進路変更をする場合の合図の出す時期及び方法について指導する。 ① 右折又は左折の合図は、その行為をしようとする地点又は交差点から30 m手前の地点に達したときに行い、右折又は左折が終わるまで継続する。 ② 転回するときの合図は、その行為をしようとする地点から30 m手前の地点に達したときに行い、転回が終わるまで継続する。 ③ 同一方向に進行しながら進路を変えるとき合図は、その行為をしようとするときの3秒前に出す。 (2) 安全の確認は、その行為を起こす前に行い、バックミラーにのみ頼ることなく、直接自分の目で前後左右を確認させる。 (3) 乗車させて、合図の出し方や安全確認の手順を掛け声で指示して行わせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指示は、実際の道路交通の場面を想定して行う。
<p>2 進路変更</p>	<p>進路変更に伴う正しい合図と安全確認の仕方について指導する。 ① 後方の安全をバックミラー及び自らの目で確認する。 ② 進路変更しようとする側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、後方の安全を確認してから、緩やかに進路を変更する。 ④ 進路変更が完了したら合図をやめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3秒間の目安は、方向指示器が4～5回点滅する時間
<p>3 交差点での安全走行</p>	<p>(1) 停止位置での正しい停止の仕方及び安全確認について指導する。 (2) 交差点での右折方法及び安全確認について指導する。 ① 右後方の安全確認をバックミラー及び自らの目で行う。 ② 右側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、後方の安全を確認する。 ④ 緩やかに中央線寄りに進路変更する。 ⑤ 交差点から30 m手前で右折の合図を出して減速する。 ⑥ 交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。 ⑦ 曲がり終わったら、合図を戻す。 (3) 交差点での二段階右折及び安全確認について指導する。 ① あらかじめできる限り道路の左側に寄り、早めに右折の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点内では、最も安全な速度及び方法で通行させる。 ・交差点の手前では、十分に減速させる。 ・危険を感じたら、まず止まることを強調する。 ・合図の戻し忘れに注意させる。 ・第一段階、第二段階の順に安全確認の方法について指導す

	<p>合図を行い、まっすぐ交差点に近づく。</p> <p>② 交差点に近づくに従って、速度を落とす。</p> <p>③ 交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道路をほぼ横断し終わったところで停止する。</p> <p>④ 停止した地点で、右後方の安全確認をして右に向きを変え、合図を戻す。</p> <p>⑤ 対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。</p> <p>(4) 交差点での左折方法及び安全確認について指導する。</p> <p>① 左後方の安全確認をバックミラー及び自らの目で行う。</p> <p>② 左側の合図を出す。</p> <p>③ 3秒経過後、左後方の安全を確認し左側端に寄る。</p> <p>④ 交差点から30m手前で左折の合図を出して減速する。</p> <p>⑤ 交差点の左側端に沿って徐行して曲がる。</p> <p>⑥ 曲がり終わったら、合図を戻す。</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一段階の直進し終わった地点で右に曲がり過ぎないように注意させるとともに、合図は向きを変えた後に戻させる。 信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又は掛け声により明示する。 小回りによるふらつきに十分注意させる。 交差点に入る前に左右の安全を確認させる。
4 交差点での優先順位	<p>交差点における車両相互間の優先順位について指導する。</p> <p>① 右折するとき、直進や左折する車がある場合は、一時停止又は徐行して道を譲る。</p> <p>② 明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとするときは、道幅の広い道路を走る車に道を譲る。</p> <p>③ 道幅の同じような交差点に同時に入ろうとするときは、左側の車に道を譲る。</p> <p>④ 優先道路に出ようとするときは、一時停止又は徐行して優先道路を走っている車の進行を妨げない。</p> <p>⑤ 一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の進行を妨げない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他車の行動を予知及び予測して安全な行動をとることを指導する。 少しでも危ないと感じたなら、まず止まらせる。 交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。
5 危険予知及び危険回避	<p>路上障害物（駐車車両、道路工事等）の側方を通過する場合は、急な人の飛び出しなどに十分注意し、安全な間隔を保ち走行することを指導する。</p> <p>① 右後方の安全確認をして、右側に合図を出す。</p> <p>② 緩やかに進路を右に変える。</p> <p>③ 路上障害物との間隔を1m以上保つ。</p> <p>④ 障害物の陰からの人の飛び出しの有無を確認して通過する。</p> <p>⑤ 左に合図を出し、左側の車線に戻る。</p> <p>⑥ 合図を戻す。</p> <p>(2) 駐車している四輪車の側方を通過する場合等には、右側のドアが急に開いて衝突することがあることを指導する（渋滞している四輪車の側方を通過する場合は左側のドア）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実際の道路交通の場では、常に危険状況が多くあることを予知予測して、安全な速度と方法で走ることを理解させる。 危険に対する予知能力を高める。 乗車している車両の側方を通過する場合は、ドアが開くものと予測させる。

○ 安全運転の知識

講習細目	指導要領	備考
1 運転適性検査	全員に安全運転自己診断を実施し、安全指導する。	
2 視聴覚教育	映画、教本、写真・パネル等を活用した教育を実施し、受講者とのディスカッション方式により安全運転の知識について指導する。	

○ 閉講

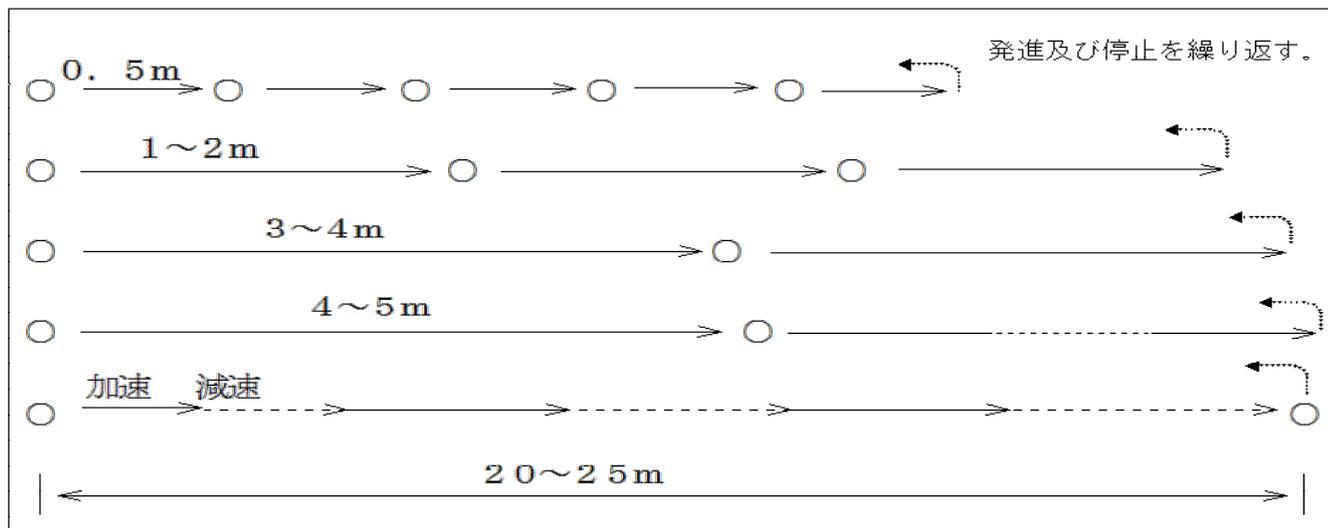
講習細目	指導要領	備考
1 閉講の言葉	自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付けを行う。	
2 原付講習終了証明書の交付		

別表第3

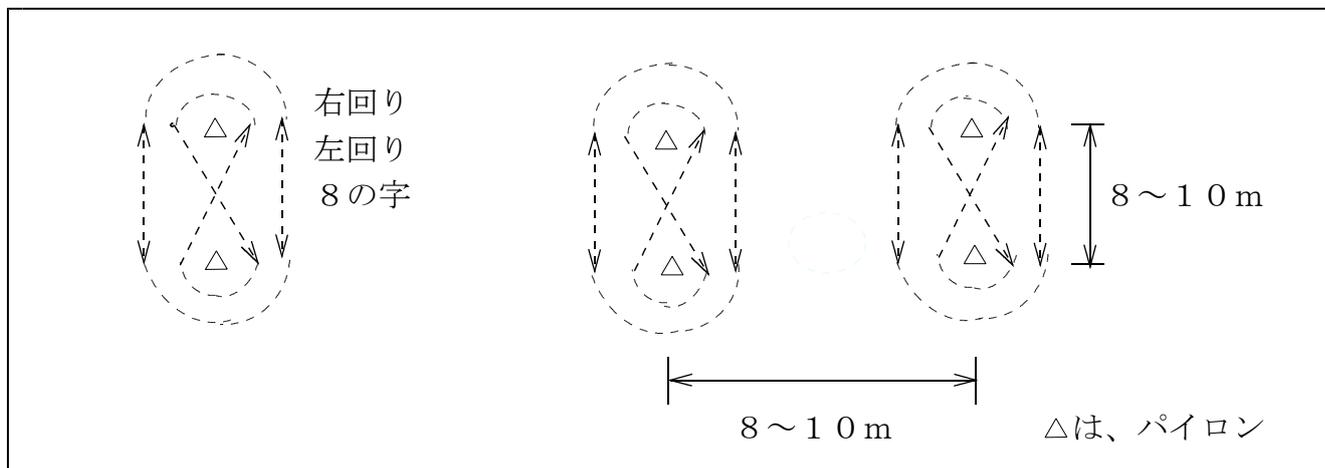
原付講習の課題・コース設定基準

○ 基本走行の課題

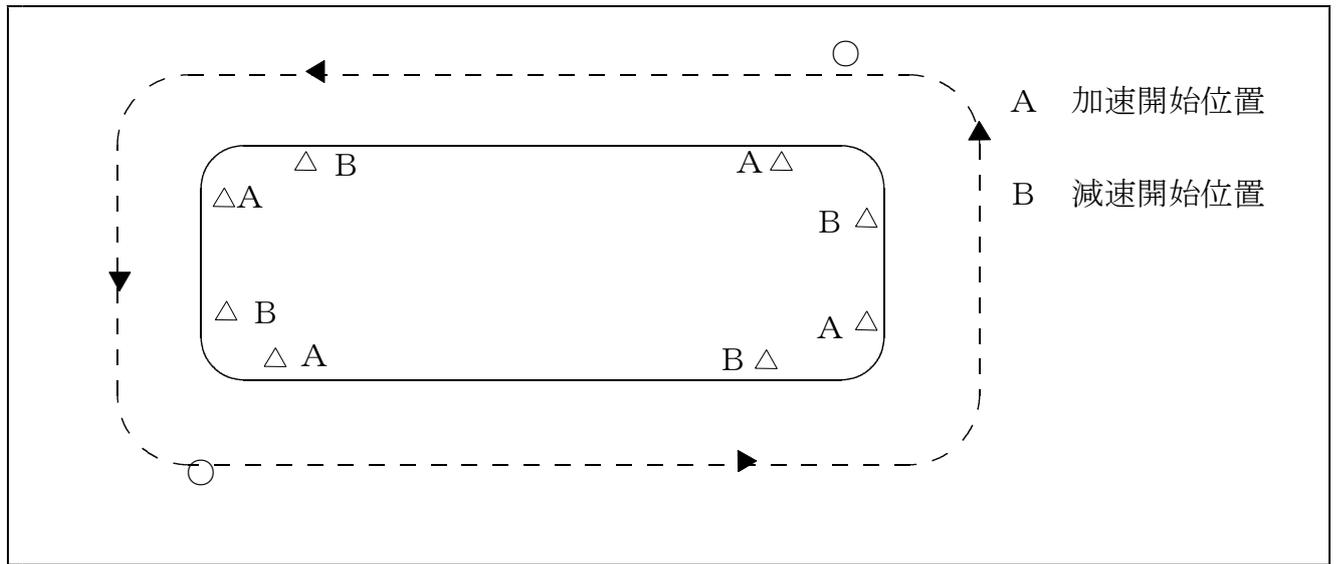
[発進、停止及びスピードの調節]



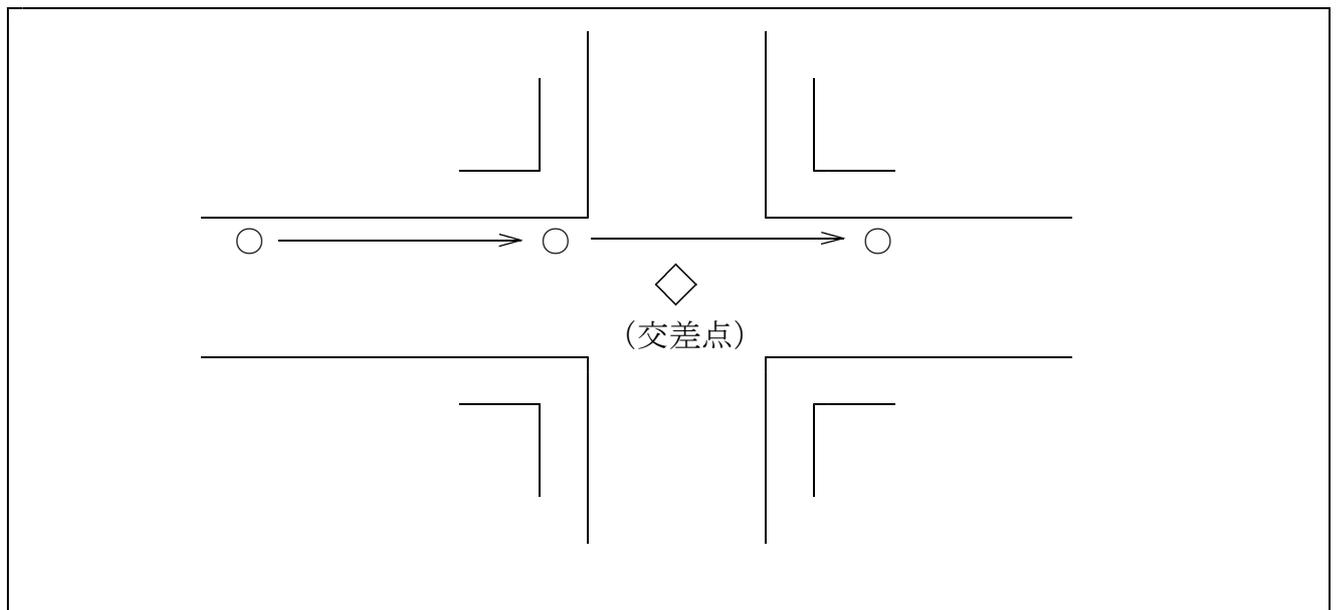
[8の字走行]



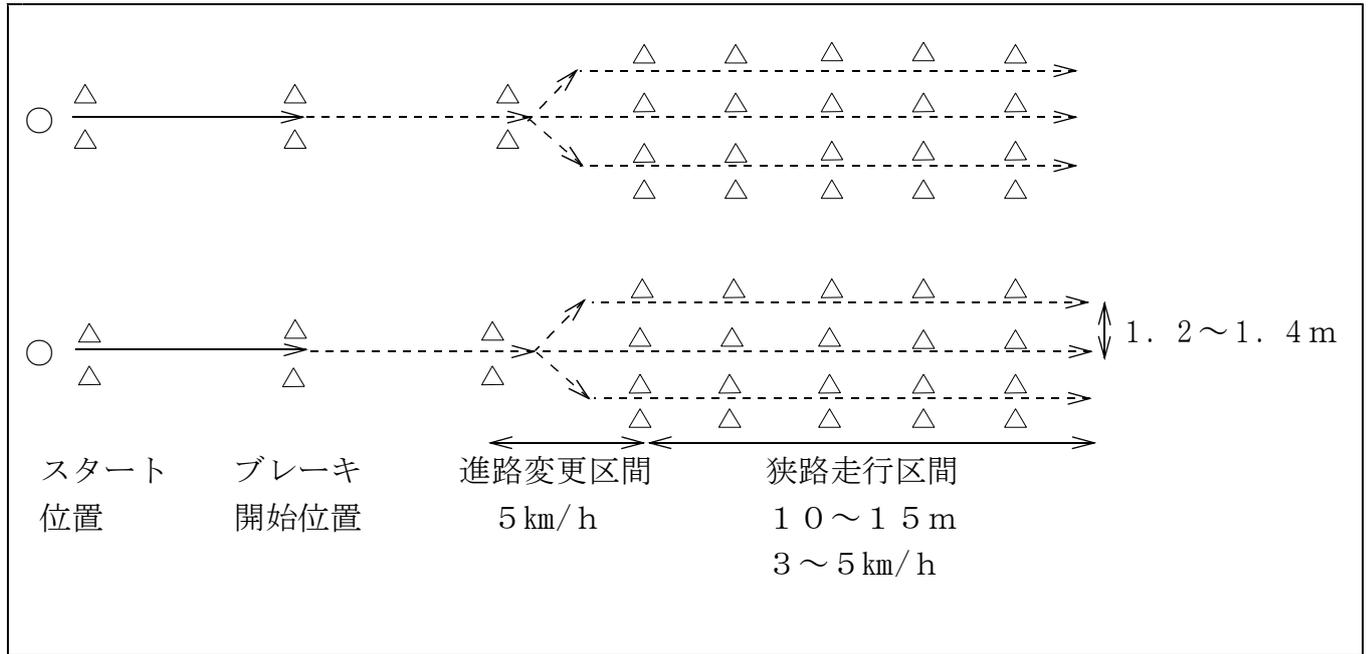
[カーブ走行]



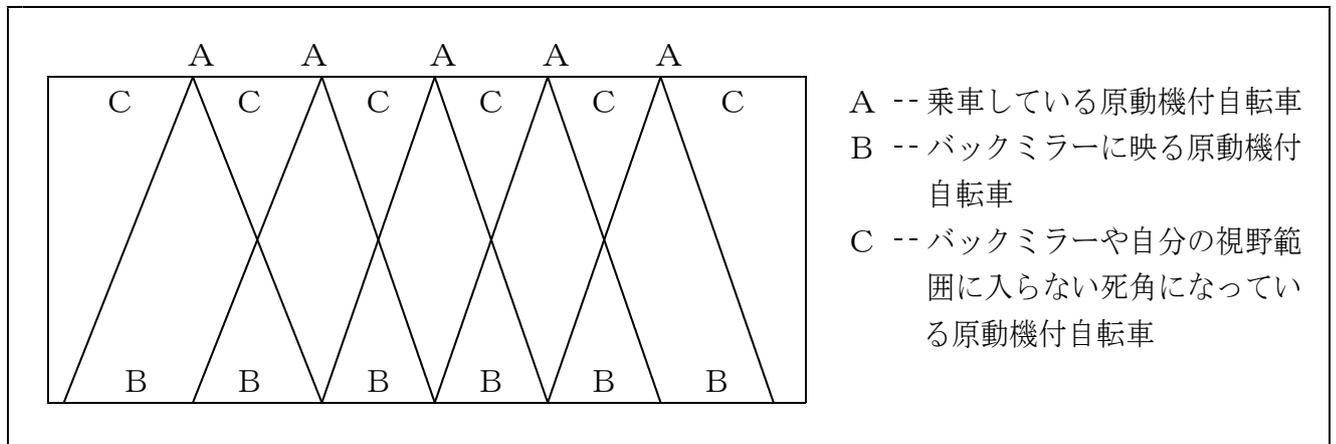
[徐行]



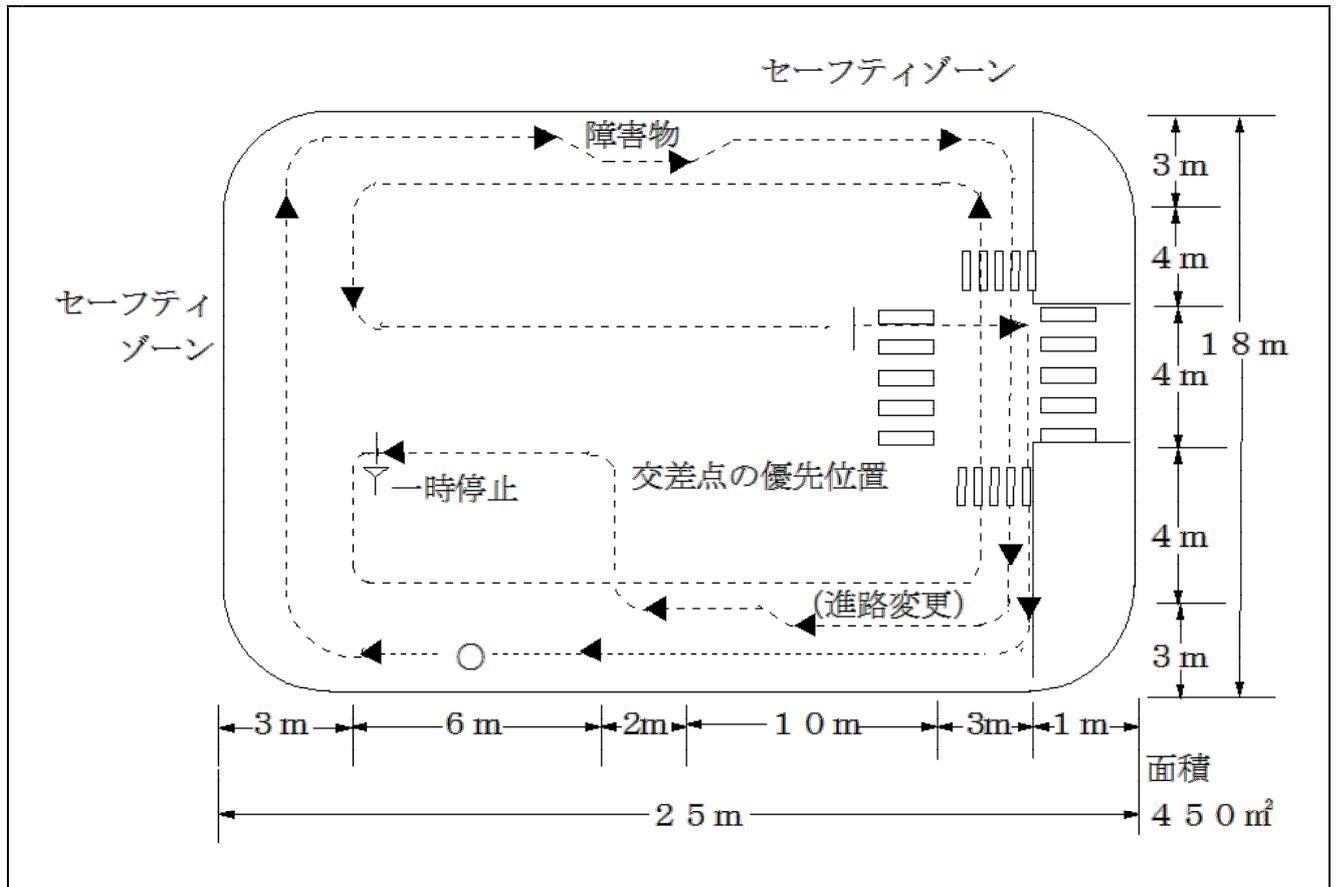
[狭路での安定走行]



[視点・視野範囲]



○ 応用走行の課題及びコースレイアウト



原付講習受講申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

.....

氏 名

.....

生年月日 年 月 日生

.....

(歳)

道路交通法第108条の2第1項第6号に規定する講習を受けることを申請します。

.....

収 入 証 紙 貼 付

第 号

原付講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第6号に規

定する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

宮城県公安委員会 印



原付講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

氏 名 (生年月日)	年 月 日生
住 所	
再交付を申請する 理 由	
受講日・場所	年 月 日受講
備 考	